

院外処方せんにおける疑義照会簡素化の Protokol

日頃は、みやざきホスピタルの院外処方箋の発行についてご協力いただきありがとうございます。
以下の項目については処方医の負担軽減や薬局での患者待ち時間の短縮の観点から、包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意がなされたとして、処方医への疑義照会を不要とします。

なお、不明な点などございましたら、みやざきホスピタル薬剤科までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

【 疑義照会の不要な例 】

① 成分名が同一の銘柄変更

例： 5mg セルシン錠 ⇒ ホリゾン錠 5mg
⇒ ジアゼパム錠 5mg「アメル」など後発医薬品

※必ず患者様に説明（価格、服用方法など）後、同意を得て変更してください。

※先発医薬品において「変更不可」の場合は、後発医薬品に変更できません。

※後発医薬品変更調剤報告は不要とします。

※漢方製剤については、会社により組成や用法用量が異なる場合があります、
同等と判断できるものについては変更可能とします。この場合には用法変更も可とします。

② 剤形の変更

例：ミヤBM細粒 ⇒ ミヤBM錠
レンドルミン錠 0.25mg ⇒ レンドルミンD錠 0.25mg

※必ず患者様に説明（価格、服用方法など）後、同意を得て変更してください。

※用法用量が変わらない場合のみ可能です。

※安定性、体内動態などを考慮して行ってください。

※外用薬の変更は不可です、軟膏⇒クリームなど製剤の変更は疑義照会を行ってください。

③ 別規格の製剤がある場合、処方規格を別の規格へ変更すること

例： 5mg 錠 1回2錠 ⇒ 10mg 錠 1回1錠
20mg 錠 1回0.5錠 ⇒ 10mg 錠 1回1錠

※必ず患者様に説明（価格、服用方法など）後、同意を得て変更してください。

④ 処方薬剤を服薬状況などの理由により、粉砕あるいは混合すること

※安定性のデータに留意し患者様に十分説明のうえ、粉砕あるいは混合してください。

※粉砕、混合加算を算定される場合は、必ず患者様に同意を得てください。

⑤ 処方薬剤を服薬状況などの理由により、一包化調剤すること

※安定性のデータに留意し患者様十分説明のうえ、一包化してください。

※一包化加算を算定される場合は、必ず患者様に同意を得てください。

⑥ 湿布薬や軟膏での規格変更に関すること

例：ロコイド軟膏 0.1% (5g) 2本 ⇒ ロコイド軟膏 0.1% (10g) 1本

アズノールうがい液 4% (10mL) 1本 ⇒ アズノールうがい液 4% (5mL) 2本

⑦ 「一包化」と指示された処方で、製剤的観点（吸湿・遮光など）の理由で一包化から外す

例：アスパラカリウム錠、インヴェガ錠、デパケン錠 など

⑧ 薬歴上継続処方されている処方薬に残薬があるため、投与日数を調整（短縮）して調剤すること（外用剤の本数の変更も含む）

例：レキサルティ OD 錠 2mg 28日分 ⇒ 25日分（3日分残薬があるため）

サンコバ点眼液 0.02% 3瓶 ⇒ 1瓶（2瓶残薬があるため）

※患者様が持参した残薬の現物確認後に調剤してください。

※処方日数の延長およびゼロ（処方削除）は不可です、疑義照会を行ってください。

※「保険医療機関へ疑義照会した上で調剤」の項目にチェックがある場合は不可です。

※「保険医療機関へ情報提供」の項目にチェックがある場合は「残薬確認による服薬情報提供書（トレーシングレポート）」を使用してください。

⑨ 食後・食前の処方で、電子添文には食直後・食直前と記載させているものの変更

例：ベイスン OD 錠 0.3mg 3錠 分3 毎食前 ⇒ 3錠 分3 毎食直前

⑩ 経過措置による名称の変更に関すること

※患者様に十分説明した上、変更して調剤してください。

◆ その他

※散剤の記載は『g』の場合は製剤量、『mg』表記の場合は【原薬量】の表示です。

投与量が不明である場合には疑義照会してください。

※処方変更し調剤した場合は、「疑義照会簡素化のプロトコル報告書」にて連絡してください。

オーダーリングシステム内の処方を修正し、次回からの処方に反映させます。

※「お薬手帳」などによる情報のフィードバックの推進をお願いいたします。

※調剤過誤、副作用発生などの連絡は TEL と書面でお願いいたします。

◆ 平成 27 年 2 月より運用

平成 27 年 6 月 一部改訂

令和 8 年 8 月 一部改訂